

南相馬市原町区（旧緊急時避難準備区域）に居住し、南相馬市鹿島区（地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域）の勤務先が原発事故のために閉鎖され、退職を余儀なくされた申立人について、申立人に身体障害（4級）があり、就職活動にも関わらず未だ就職できていないことを考慮して、平成26年1月末までの期間につき就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- 1 就労不能損害 57万0011円
（期間 自平成25年1月1日
至平成26年1月31日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金57万0011円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年3月20日

（仲介委員 鈴木純）